

吸收分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく書類)

2025年12月1日

吸收分割株式会社

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

Airitech株式会社

代表取締役 山崎 政憲

吸收分割承継会社

東京都港区麻布台一丁目3番1号

株式会社 SHIFT

代表取締役 丹下 大

吸收分割株式会社と吸收分割承継会社は、共同して、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり吸收分割により吸收分割承継会社が承継した吸收分割株式会社の権利義務その他の吸收分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置く。

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則189条第1号）

2025年12月1日

2. 吸收分割株式会社に関する事項（会社法施行規則189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則189条第2号イ）

吸收分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

- (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則189条第2号ロ）

- ① 反対株主の買取請求

吸收分割株式会社の株主は、吸收分割承継会社のみであり、吸收分割承継会社が吸

吸収分割会社の特別支配会社に該当することから、吸収分割会社は会社法785条の規定による手続きは行っておりません。

② 新株予約権買取請求

吸収分割株式会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

③ 債権者の異議

会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年10月22日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定及び第799条（第802条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

① 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、2025年10月22日に株主に対し通知いたしましたが、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

② 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2025年10月22日付の官報及び電子公にて債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限の2025年11月23日までに異議申述をされた債権者はいませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知れている債権者はありませんので、知っている債権者に向けた各別の催告はする必要がませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則189条第4号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である2025年12月1日に、吸収分割株式会社より吸収分割契約に記載された事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2025年12月1日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

吸收分割承継会社は、本件吸收分割に際して、株式を含む一切の対価を交付しておりません。

(2) 吸收分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件吸收分割の結果、吸收分割承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以上